通算284号（８月号）　札幌地区労連ニュース　2022年８月31日（水曜日）

札幌　地区労連ニュース

〈発　行〉
札幌地区労働組合総連合
発行者　木村　俊二
札幌市東区北９条東１丁目２-２２
TEL557-8481　FAX557-8482

地区労連大会　オンラインで開催
最賃、札幌市長選、組織３カ年計画など方針確立

コロナを乗り越え、憲法を活かし、安心安全な社会の実現を！
すすめよう！「８時間働けばまともに暮らせる社会」を！
つくろう！強く大きな札幌地区労連を！
札幌地区労連第34回定期大会
2022.8.28
地区労連

札幌地区労連が８月28日、オンラインで第34回定期大会を開催しました。大会ではすべての議案が満場一致で採択されました。

大会では赤坂議長がロシア軍のウクライナ侵略にふれロシア軍に即刻撤退することをもとめました。また、ウクライナ侵略に乗じ軍拡と改憲の動きが強まっていると指摘し平和を守る運動が重要だと訴えました。また、組織を増やすため全力を挙げようと呼びかけました。

議案の提案を木村事務局長が行いました。総括では２０２２年春闘のケア労働者の賃上げのたたかい、ロシア軍のウクライナ侵略に抗議する札幌駅前行動、参議院選挙結果などについて強調しました。

ケア労働者の賃上げでは世論と運動に押され、岸田首相は介護職、看護師、保育士などの賃上げを進めましたが、結果は限定的、一時的で十分な内容でなく、賃上げも医労連、福祉保育労などが求める「月４万円」にはほど遠いと述べ、この間の運動に確信を持ち引き続き運動を強めるよう呼びかけました。ロシア軍の侵略に反対する毎週日曜日の札幌駅前行動には地区労連加盟組織の青年を中心とした有志が奮闘し全国的にも注目される運動に発展したことを評価。引き続き平和を守る運動に全力を挙げようと訴えました。

参議院選挙結果については、自公政権が多数議席を獲得。改憲勢力が３分の２を得たことを直視しつつ、岸田政権が国民の支持を得たわけではなく立憲野党の共闘がうまくいかなかった結果だと指摘。参議院選後のコロナや物価高対策、旧統一教会、国葬問題など国民から支持を失っており、市民と野党の共闘を復活・強化し悪政阻止に全力を挙げるよう呼びかけました。

方針では最低賃金（全国一律・１５００円）を中心とする賃上げ闘争を寒冷地手当、一時金、２３春闘へと連続的にたたかう、来年の一斉地方選挙・札幌市長選では自公（国）いいなりの秋元市政を転換し悪政を阻止するために「明るい札幌市政をつくる会」に結集してたたかう、組織建設３カ年計画を実施し１万人地区労連建設に全力を挙げるなどの方針が提案されました。

討論では全医労、勤医労、札幌保育労組などからケア労働者の賃上げのたたかいとコロナ感染禍で厳しい労働実態の報告が報告され、引き続くたたかいの決意が述べられました。全印総連からは中小企業の支援無くして賃上げはむずかい実態、さっぽろ青年ユニオンからは組合員一人ひとりを大事にした組合運営の重要さ、高教組札幌支部からはコロナ禍の学校現場の実態と子ども達の立場にたった教育を進めるため「行きとどいた教育」を求める全国署名に取り組む、「国葬」に対しては弔意の強制は許されないと発言。

争議は恵和会の不当労働行為の勝利命令が報告されましたが、法人は中労委へ申し立てる姿勢だとして引き続く支援と財政活動への協力を求めました。郵政産業ユニオンからは全国集団訴訟が終結に向かっているが、北海道の原告団が求める「寒冷地」手当問題は和解が厳しく最高裁のたたかいになると支援を訴えました。

平和の問題では札幌駅前行動に参加した勤医労の仲間から「戦争反対」のため職場で誘いあって参加した。これからも職場や地域で頑張る決意が述べられました。参議院選挙に関して勤医労の仲間から学習と行動を重視し、若手とベテランが一緒に頑張り選挙の大切さの認識を深めたという教訓的な発言がありました。

札幌地区労連
地区労連

コロナ感染対策でオンラインで短時間での大会でしたが、積極的な発言もあり方針を豊にする大会となりました。

また、大会では役員選挙結果報告がありました。事務局次長が置かれ、30代の佐賀さん、副議長に岩崎さんが選出されるなど、次世代、ジェンダー平等につながる役員体制へ一歩前進しました。

新役員

議長　赤坂正信（再・ローカルユニオン結）、
副議長　野上徹哉（再・高教組札幌支部）、同　岩崎唯（新・勤医労中病支部）、
事務局長　木村俊二（再・建交労札幌学童保育支部）
事務局次長　佐賀正悟（さっぽろ青年ユニオン）、
幹事　奥田聡（再・医療一般札幌支部）、同　鈴木隆夫（再・勤医労西病支部）、同　佐藤智恵美（再・札幌保育労組）、同　佐藤宏美（再・全日赤血液センター札幌労組）、同　青山泰希（再・ローカルユニオン結）、同　橋場輝（新・全印総連札幌地連）、同　東良造（新・全医労札幌病院支部）
会計監査　柴田光（金融ユニオン道支部）、同　佐藤龍子（新・勤医労事務局支部）

退任役員は岸副議長（勤医労中病支部）、黒岩勉幹事（全医労札病支部）、船水幹事（全印総連札幌地連）、中野義幸会計監査（年金者東）

これからの恵和会を見張って、
恵和会労組を見守って
恵和会労組のたたかい

８月４日の北海道新聞をご覧になられていましたでしょうか。労働委員会において、恵和会労組の申立を全て認める画期的な全面勝利の命令が出ました。

詳細は、２面の齋藤耕弁護士の報告を参照してください。

実は、本申立ての前年の２０１７年５月にも法人は同じような救済命令を受けています。法人は、命令の後も態度はかわらず、それどころか賞与や燃料手当について、それまで開示していた支給基準の開示を拒否するなど組合への対応姿勢はより不誠実なものになっていました。

再度の命令が出て、ほっとしたのもつかのま、この命令に対して再審査の申し立てをしたのです。次のたたかいの場は、中央労働委員会へ移ります。

職場の環境もどんどん酷くなって現場の介護員・看護師は夜勤が10回以上が当たり前の病棟も出てきました。夜勤専属ではありません。そんな中、経営者の院主の妻となったなんの資格もない仕事もできない老健の課長は、新入職員の外国人介護員やその家族をビアガーデンに接待しその結果本人を含め大半の介護員がコロナの陽性者になりました。おかげで二つの病棟がコロナ体制になりましたが、各部署への報告はありません。課長も何の処分も受けません。本当にどうしようもないです。これからの恵和会を見張って、恵和会労組を見守っていただきたいと思います。

執行委員長の木村さんの控訴審は９月30日13時15分～８０１法廷で行われます。この日は判決です。傍聴支援をお願いします。

最後に、私幅田はいま法人と３つの裁判をたたかっています。１つ目の判決が８月29日に出ました。裁判所は法人と総務西村氏の賠償責任を認めましたが、上司である松田課長代理の責任は認めませんでした。不支給の賞与を求めた件は、過去二回の労働審判では納得のいく和解で法人は支払いに応じましたが、今回の裁判官は「原告に賞与請求権が発生しているとはいえない。」「支給の有無は法人の裁量に委ねられたもの」として請求を認めませんでした。そんな事がまかり通れば、世の中のすべての労働者は生活を脅かされると思います。表向きには勝訴の判決ですが、納得できない部分も大きいので、札幌高裁に控訴する予定です。すべての労働組合の為に、頑張ります。

（副委員長幅田真沙実）

寄稿

恵和会不当労働行為事件で全面勝利！

弁護士　齋藤　耕

第１　はじめに

本年８月３日、北海道労働委員会は、恵和会不当労働行為事件について、恵和会労組の訴えをすべて認める命令を出しました。

もともと、恵和会では、２０１５年８月に申し立てた不当労働行為救済申立事件について、２０１７年５月に命令が出されており、そこでは、組合の賃上げ要求等についての団体交渉において、恵和会の回答が不誠実であったことが認められていました。

しかし、この命令の後も、恵和会の態度はかわらず、それどころか、賞与や燃料手当について、それまで開示していた支給基準の開示を拒否するなど、組合への対応姿勢はより不誠実なものになっていました。

こうした実態を受け、恵和会労組は、上記命令が出されてからちょうど１年後の２０１８年５月に改めて北海道労働委員会に対して、不当労働行為の救済を申し立てました。

第２　北海道労働委員会が発出した命令の内容

今回、北海道労働委員会が出した命令の内容は以下のものです。

１　被申立人は、院主や常勤理事など、組合の要求事項に関する実質的な交渉権限を有する者を団体交渉に出席させなければならない。

２　被申立人は、申立人が申し入れた賃上げ、賞与及び燃料手当を交渉事項とする団体交渉において、自らの主張に固執することなく、要求事項に対して自らの見解の内容や根拠を具体的かつ明確に示して申立人の納得を得るよう努力して、誠実に団体交渉を行わなければならない。

３　被申立人は、申立人が申し入れた介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を用いた職員の賃金決定に関する団体交渉に応じるとともに、自らの見解の内容や根拠を具体的かつ明確に示して申立人の納得を得るよう努力して、誠実に団体交渉を行わなければならない。

４　被申立人は、上記２及び３に係る団体交渉において不誠実な対応をすることにより申立人の運営に支配介入してはならない。

５　被申立人は、組合に事前説明することなく、賞与支給要項の交付を取りやめること及び燃料手当の支給額を減額すること並びに組合が要求していたパート職員の賃上げの実施について組合に説明しないことなどにより申立人の運営に支配介入してはならない。

６　被申立人は、次の内容の文書（省略）を縦１．５メートル、横１メートルの白紙に楷書で明瞭かつ紙面いっぱいに記載し、被申立人が経営するｙ１病院及び老人保健施設ｙ２のそれぞれ正面玄関の見やすい場所に、本命令書写し交付の日から７日以内に掲示し、１０日間掲示を継続しなければならない。

第３　命令の意義

今回の命令は、組合側の申立内容が全て認められました。

特に、注目すべきは以下の点です。

第１に、これまでの団交で、組合の要求に何ら答えなかったことの原因に、責任ある立場の者が、団交に参加しなかったことにあるとして、「院主や、常勤理事など、組合の要求事項に関する実質的な交渉権限を有する者を団体交渉に出席させなければならない。」ことを認めました。

これにより、団交の場で恵和会側の責任ある回答を得られやすくなり、実効性のある団交が行いやすくなるといえます。

第２に、賃上げなどの交渉事項についての恵和会の団体交渉での対応についても、具体的な理由を明示して、恵和会の対応が不誠実であるとして、断罪し、今後については、恵和会に組合の納得が得られるよう根拠を具体的かつ明確に示して申立人の納得を得るよう努力しなければならないとして、単に団交の席に着くだけではなく、組合の納得を得られるよう努力するよう命じた点も、今後の団交を有意義なものにするため大きな武器となります。

第３に、介護職員処遇改善加算等を用いた職員の賃金決定方法が、義務的団交事項に該当することを正面から認めました。これにより、介護職員処遇改善加算等の申請を行っている介護事業施設においては、加算金の分配方法において労使協議の議題とすることが認められ、これを拒否すれば不当労働行為となることが示されたのです。

第４　今後について

残念ながら、恵和会は、この命令に対して、再審査申し立てをしたため、戦いの場は、中央労働委員会へ移りますが、この成果を是非とも守り抜きたいと思います。

弁護団は、亀田成春弁護士、平澤卓人弁護士（本年３月まで参加）と私齋藤です。

道最賃審が31円アップの９２０円を答申

最低賃金
あげろ!!!
#時給1500円
#全国一律最低賃金
最低賃金1500円
だれでもどこでも1500
物価高騰！最低賃金の大幅引上で生活・経済対策を
THE UNION MAKES US STRONG
IT's UNION TIME THE MINIMUM WAGE ¥1500
UNITE

北海道地方最低賃金審議会は８月８日、２０２２年度最低賃金について、北海道最低賃金を中央最低賃金審議会の目安を１円上回る「31円」引き上げて時間額９２０円とする答申をしました。

最低賃金とは使用者が労働者に支払わなければならない、最低額を定める法律です。

都道府県ごとにＡＢＣＤとランク付けがされており、地域によって金額が変わっています。

最低賃金の決め方は、毎年、厚生労働省の中央最低賃金審議会というところで、データーや労働者、使用者から話を聞き、金額改定の「目安」が出されます、その「目安」を参考にして、各都道府県の最低賃金審議会が意見をまとめ、各都道府県の労働局長が金額を決定しています。

中央審議会では北海道にＣランクに30円の目安をだしましたが、それを１円上回る金額になり、去年の28円を上回る過去最高の引き上げ額となりました。

私たちの上部組織である札幌地区労連・道労連をはじめ全労連に加盟する労働組合は、生活に必要な金額は月いくらかかるのかを調査するために「最低生計費試算調査」を全国各地で取り組み、「８時間働けば人間らしく暮らせる」ためには、全国どこでも月額24万円（時給１５００円）以上が必要性であることを明らかにしてきました。

そこから比べると、５８０円も低く、物価が上がっていることに加味した引き上げ額とも言えず、さらには、Ａランクの東京（１０７２円）と比較すると１５２円の差があり、地域の差は広がっています。

政府は、６月に決定した骨太の方針に「できる限り早期に最低賃金の加重平均（労働者数を加味した平均）が１０００円以上」となることを目指すと明言していますが、今回の目安３・３％増額では目標達成にはなお数年かかります。

コロナ禍で、真っ先に生活苦に陥っているのは最低賃金に近い金額ではたらく労働者であり、そこに負担と責任を負わせ、「２０２２年までに全国平均１０００円を目指す」とした「雇用戦略対話合意」を遅らせてきた政権の責任は大きいと言えます。

２０２１年度だけでも12の道府県と１２４の市町村議会で最低賃金の引き上げと格差の是正、中小企業に対する支援の強化を求める意見書が採択されており、下請法（下請事業者の利益を守り、取引の適正化を図る）や（有力企業が競合相手を排除して市場を独占したり、独占禁止法（談合で価格競争を制限したりする行為を防ぎ、公正な競争環境を保つ）の法律の強化など政府の責任で、最低賃金の引き上げが可能となる中小企業支援策をおこない、大企業のお金のため込みは膨らみ続けており、それらを活用した公正な取引の実現と中小企業への支援を強化すれば、最低賃金の大幅な引き上げや全国一律制度の確立は十分に可能となります。

貧困問題やジェンダー平等（ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることがで きること）の観点からも、引き続き最低賃金の大幅な引き上げ、地域間格差の是正などに全力をあげ、全国一律最低賃金制度の確立に向けて頑張りましょう。

終戦記念日「赤紙」宣伝！

戦後77年を迎えた今年の８月15日、さっぽろ平和行動実行委員会は「赤紙（召集令状コピー）」を配布し反戦平和を訴えました。

今年はロシア軍がウクライナに侵略し半年を迎えようとするなか開催。かつてなく戦争の長期化や核兵器使用が懸念され、「戦争反対」「核兵器廃絶」の切実な声が広がりました。

被爆者の廣田凱則（よりのり）さんは、ロシアのプーチン大統領が核使用をほのめかしていることに触れ、「核兵器は廃絶しかない」と訴えました。岸田自公政府が核兵器禁止条約に背を向けアメリカの「核抑止」に頼り、軍拡・改憲、軍事費２倍化を進めようとしています。まさに「戦争か平和か」が問われています。

伝法谷恵子実行委員長がマイクで「この赤紙で青年が戦場に駆り出されました」と訴えると多くの通行人が赤紙を受け取り、「戦争はイヤ」「憲法９条改憲反対」「核兵器は絶対ダメ」など反戦平和を願う市民の声が寄せられました。

マスコミ各社が報道し大きな市民アピールとなりました。